

令和 3 年 6 月 2 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18H00800

研究課題名(和文) 犯罪の訴追・予防を目的とする情報の収集と利用に対する法的規制のあり方

研究課題名(英文) Legal Regulations on the Collection and Use of Information for Prosecuting and Preventing Crimes

研究代表者

大澤 裕 (Osawa, Yutaka)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：60194130

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 15,880,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は、以下の2点である。

第1に、犯罪訴追を目的とする個人情報の継続的な収集に対する法的規制の在り方、直接には当該犯罪の訴追に利用されることを目的とすることなく収集・蓄積された情報を、犯罪訴追目的で利用することに対する法的規制の在り方、犯罪予防を目的とした情報の収集・利用に対する法的規制の在り方、という3つの個別テーマについて、実践的な解釈論を提示するとともに、新たな法制度の設計に資する具体的提言を行った。第2に、上記3つの個別テーマの横断的な検討を通じて、犯罪の訴追・予防を目的とした情報の収集・利用に関する基礎理論を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義・社会的意義は、以下の2点にまとめられる。

第1に、3つの個別テーマについて、実践的な解釈論を提示するとともに、新たな法制度の設計に資する具体的提言を行ったことは、喫緊の重要課題に対して具体的な回答を与えるものとして、短期的なレベルでの意義が認められる。

第2に、個別テーマの横断的な検討を通じて、犯罪の訴追・予防を目的とした情報の収集・利用に関する基礎理論を提示したことは、将来、新たに生起する問題についても応用可能な法的枠組みを構築するものであり、中長期的なレベルでの意義が認められる。

研究成果の概要(英文)：The results of this research are the following two points.

First, legal interpretation and legislative proposal regarding the three themes, which were (1) the continuous collection of personal information for prosecuting crimes, (2) the use of information for prosecuting crimes which was collected for the other purpose, and (3) the collection and use of information for preventing crimes, were presented.

Second, through a cross-sectional examination of the above three themes, the basic theory regarding the collection and use of information for prosecuting and preventing crimes was presented.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：犯罪訴追 犯罪予防 情報 プライバシー 刑事手続

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 情報技術の進展とともに、犯罪の捜査・立証においても、情報の持つ意味が著しく高まっている。このことが現実的な問題として現れたのが、物理的な空間や有体物を対象とする現行刑事訴訟法の規定では、無体物たる情報の取得が的確にできない場合があるという点であった。それに対処するため、平成 23 年に刑事訴訟法が改正され、当面の問題は解決された。

しかし、犯罪の捜査・立証において情報が持つ意味が高まっているという観点からは、本来、検討されるべき根本的な問題が、手つかずのまま残されていた。すなわち、刑事手続において情報が登場する場面のうち、上記の立法を含めて、これまでは、専ら情報を取得する場面を対象とした議論がなされており、取得した情報の蓄積・保管と利用については、ほとんど関心が払われてこなかった。従来、情報に限らず、捜査機関が適法に取得したものについては、当然にそれを利用できると考えられてきたのである。それは、情報の蓄積・保管や利用によって、新たな権利侵害が生じることはないという前提があったからであろう。この状況は、個人情報保護法が制定されるなど、他の分野では、情報の蓄積・保管や利用の規制が問題にされるようになってからも変わっていない。

(2) このような従来議論の枠組みは、以下のような 2 つの問題を生じさせていた。

第 1 に、刑事手続の中で、個人に係る情報が継続的に大量に収集、集積され、分析されれば、その人の生活全般にわたるプロファイルを行うことが可能である。従来は、そのように大量の情報を継続的に収集することは、人的・物的コストに鑑みて事実上困難であったが、情報技術の発達により、それを低コストで容易に行うことができるようになってきた。ところが、情報の取得のみを問題にする従来の考え方では、個々の情報の取得にかかる権利侵害が問題となるだけで、その集積と利用の場面までを捉えることができず、それに応じた規制も考えられなかった。

第 2 に、現在の実務においては、別の事件の捜査目的で獲得された情報や、そもそも捜査目的以外の目的で収集・蓄積された情報を、特定の事件の捜査のために利用することが行われているが、従来の取得場面のみに着目するアプローチでは、こうした情報の利用自体に対する規制を行うことはできない。既存の考え方によれば、それによって何らの権利も侵害されないから、それは任意捜査ということになり、特別の根拠規定なく行うことができることになる。実際にも、それを規律する規定は刑事訴訟法には存在しないし、そのための特別の法律も存在していない。例えば、捜査において重要性が高まっている DNA データベースについても、その利用に関しては、国家公安委員会規則である「DNA 型記録取扱規則」によって規制がなされているのみである。

(3) ここまでの議論は、犯罪訴追目的での情報収集・利用のあり方を問題とするものであるが、さらに視野を広げれば、犯罪予防目的でも情報の重要性は飛躍的に高まっている。そして、昨今の国際情勢に鑑みれば、テロ対策を主眼とする犯罪予防目的での情報収集・利用のあり方についても現実的な検討課題となることが予想される。しかしながら、犯罪予防目的の情報収集・利用に関する理論研究は皆無に等しい状況にあった。

## 2. 研究の目的

以上の問題意識に基づき、本研究の目的を以下の 2 点に定めた。

第 1 に、犯罪訴追を目的とする個人情報の継続的な収集に対する法的規制の在り方、直接には当該犯罪の訴追に利用されることを目的とすることなく収集・蓄積された情報を、犯罪訴追目的で利用することに対する法的規制の在り方、犯罪予防を目的とした情報の収集・利用に対する法的規制の在り方、という 3 つの個別テーマについて、実践的な解釈論を提示するとともに、新たな法制度の設計に資する具体的提言を行う。

第 2 に、上記 3 つの個別テーマの横断的な検討を通じて、犯罪の訴追・予防を目的とした情報の収集・利用に関する基礎理論を提示し、将来、新たに生起する問題にも応用可能な法的枠組みを形成する。

## 3. 研究の方法

(1) 平成 30 年度、令和元年度の 2 年間は、3 つの個別テーマに対応する形で 3 つの研究班を構成し、調査研究を進めた。各研究班の名称と構成メンバーは、下記の通りである

犯罪訴追目的での情報の継続的収集班

班長：井上 班員：田中、佐藤、成瀬、神田

犯罪訴追目的での情報の蓄積・利用班

班長：酒巻 班員：池田、稲谷、川島、樋口

犯罪予防目的での情報の収集・利用班

班長：川出 班員：笹倉、大谷、朝村

各研究班とも、外国文献の精読により、これらの問題が盛んに議論されている諸外国(アメリカ・ドイツ・イギリス・韓国)において、各手法がどのように用いられているかを明らかにする

とともに、それらに対する立法及び判例による規律につき網羅的な検討を行った。

このように、平成 30 年度、令和元年度の 2 年間は、各研究班による個別的な研究が中心であったが、研究代表者の大澤が各研究班の進行管理と調整を行い、研究メンバー全員が参加する全体会を定期的を開催することにより、問題意識と情報の共有に努めた。

(2) 令和 2 年度の前半は、上記 3 つの研究班の研究成果を持ち寄り、横断的な基礎理論構築のための全体検討を行った。その際、情報取得時の規制と情報蓄積・利用時の規制とのバランス、及び、目的の相違（犯罪訴追、犯罪予防）に基づく法規制の変容の可能性についても、理論的に検討した。

令和 2 年度の後半は、FBI の専門官に講師をお願いして、令和元年度に実施予定であったアメリカ法セミナーをオンライン形式で開催した（3 日間、計 10 時間）。具体的なテーマは、犯罪訴追目的での情報収集、犯罪訴追目的での情報の蓄積と利用、情報機関等による情報の取得・蓄積・利用、犯罪訴追目的で得られた情報の他目的での利用、犯罪訴追目的以外の目的で得られた情報の犯罪訴追目的での利用、である。深い学識と豊富な実務経験を有する講師が、各テーマの議論状況及び実務運用について丁寧に説明して下さったおかげで、アメリカ法の理論と実務を深く理解することができた。また、我々からも、日本の議論状況と本研究の研究成果について報告し、有益なフィードバックを得ることができた。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究の主な成果は、以下の 2 点である。

第 1 の成果は、3 つの個別テーマについて、実践的な解釈論を提示するとともに、新たな法制度の設計に資する具体的提言を行ったことである。その詳細は、下記の通りである。

犯罪訴追目的での情報の継続的収集に対する法的規制の在り方

GPS 捜査、民間業者に対する特定の個人に関するデータ（通信履歴や商品の購入履歴など）の保存要請、オンライン検索（対象者が使用するコンピュータ等の端末に秘密裡にソフトウェアをインストールし、一定期間にわたり、端末でのデータ処理の状況を監視する手法）、スマートフォン・パソコン内に保存されている大量のデジタルデータの解析を主な検討対象とした。

外国法に即していえば、アメリカ連邦最高裁判例である *United States v. Jones*, 565 U.S. 400 (2012)（GPS 捜査）、*Riley v. California*, 134 S. Ct. 2473 (2014)（無令状で差し押さえられた携帯電話の検索）、*Carpenter v. United States*, 138 S. Ct. 2206 (2018)（携帯電話の基地局情報の取得）、及び、ドイツ刑法におけるオンライン検索（100 条 b）、通信履歴の獲得（100 条 g）、技術的手段による監視（100 条 h）について、特に詳細な調査を行った。

その上で、これらの処分によって侵害される利益の内容は何かということとの関係で、プライバシーの利益の内容を再定義するとともに、それを既存の強制捜査と任意捜査の区別の枠組みに適合させる方法についても明らかにし、新たな解釈論を提示した。

犯罪訴追目的での情報の蓄積・利用に対する法的規制の在り方

指紋や DNA 型のデータベース、監視カメラを主な検討対象とした。外国法の中では、ドイツ刑法において、捜査によって獲得された個人関連データを他の刑事手続のために利用する場合（479 条、100 条 e 第 6 項）、及び、行政警察目的で利用する場合（481 条）の規律について、特に重点的に検討した。

その上で、個人情報保護法など他の法分野における規律内容も踏まえつつ、そもそも、情報を蓄積し利用することにより、取得とは独立した権利侵害が生じるのか、その内容はいかなるものなのかということ、問題となる情報ごとに検討して明らかにし、具体的な解釈論・立法論を提示した。

犯罪予防目的での情報の収集・利用に対する法的規制の在り方

諸外国の諜報機関（例えば、アメリカの CIA や NSA、ドイツの連邦憲法擁護庁）がテロ行為の未然防止を目的として行っている膨大なデータの収集・蓄積（mass surveillance）やテロ対策データベースの作成・利用を主な検討対象とした。

これらの手法の具体的な内容及びそれに対する法的規制を調査するとともに、犯罪の予防という目的の相違が法的規制のあり方に与える影響及びその理論的根拠を明らかにし、具体的な立法論を提示した。

第 2 の成果は、上記 3 つの個別テーマの横断的な検討を通じて、犯罪の訴追・予防を目的とした情報の収集・利用に関する基礎理論を提示し、将来、新たに生起する問題にも応用可能な法的枠組みを形成したことである。その過程において、以下の 2 点についても理論的に明らかにした。

従来の情報取得時のみに着目した規制のメリット・デメリット、及び、情報蓄積・利用時の規制を新たに導入することによって情報取得時の規制を緩和させる可能性及びその限界

情報の収集時と蓄積・利用時の各場面において、目的（犯罪訴追、犯罪予防）の相違が法規制に及ぼす影響

(2) 今後は、本研究によって構築された「犯罪の訴追・予防を目的とした情報の収集・利用に関する基礎理論」を新たに生起する問題事象に適用することによって、個別の法規制の在り方を明らかにするとともに、その結果をフィードバックすることによって、基礎理論をより洗練させることを目標としたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計48件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 池田公博	4. 巻 155巻4号
2. 論文標題 保護室に収容されている未決拘禁者と弁護人等との面会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 819-831頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 「強制処分法定」の根拠と適用基準	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 378-397頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏記	4. 巻 91巻4号
2. 論文標題 人工知能の法規制における行政手続と刑事手続 「餅は餅屋」は実現するか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 40-47頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 「令状主義」の射程と機能	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 398-421頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川出敏裕	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 「強制処分」の概念とその規律	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 367-377頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 91巻4号
2. 論文標題 人工知能搭載機器に関する新たな刑事法規制について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 54-59頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 64巻5号
2. 論文標題 近代刑事司法の現代的課題 (1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 110-115頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 64巻6号
2. 論文標題 近代刑事司法の現代的課題 (2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 109-115頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 64巻7号
2. 論文標題 近代刑事司法の現代的課題(3)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 98-103頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 58巻1号
2. 論文標題 企業犯罪における取引的刑事司法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 44-54頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 186巻2号
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題(6): DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-57頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Masahito Inouye	4. 巻 105巻
2. 論文標題 Citizen Participation in Criminal Trials and Reformation of Criminal Justice in Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 UNAFEI RESOURCE MATERIAL SERIES	6. 最初と最後の頁 74-115頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川出敏裕	4. 巻 71巻5号
2. 論文標題 GPS捜査(1)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 警察学論集	6. 最初と最後の頁 102-118頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川出敏裕	4. 巻 71巻6号
2. 論文標題 GPS捜査(2)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 警察学論集	6. 最初と最後の頁 147-167頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川出敏裕	4. 巻 71巻9号
2. 論文標題 サイバー犯罪の捜査	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 警察学論集	6. 最初と最後の頁 157-176頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川出敏裕	4. 巻 1巻
2. 論文標題 コンピュータ・ネットワークと越境捜査	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編 『井上正仁先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 409-432頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 1巻
2. 論文標題 捜査対象者の同意と捜査手法の適否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 233-251頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 241号
2. 論文標題 警察によるイスラム教徒の個人情報の収集・保管・利用の合憲性 - 公安テロ情報流出事件	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 メディア判例百選 (第2版)	6. 最初と最後の頁 92-93頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 1518号
2. 論文標題 差押え済みのパソコンを「検証すべき物」とする検証許可状によりリモートアクセスをすることの許否	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 平成29年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 182-183頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 56号
2. 論文標題 令状主義の意義と機能に関する若干の考察 最高裁平成28年12月9日第三小法廷判決を素材に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 39-55頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 58号
2. 論文標題 企業の違法行為に対する行政制裁と刑事制裁 主に手続法の観点から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 51-68頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 241号
2. 論文標題 GPS捜査	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 メディア判例百選 (第2版)	6. 最初と最後の頁 220-221頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 1巻
2. 論文標題 AIと刑事司法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 弥永真生 = 宍戸常寿編 『ロボット・AIと法』	6. 最初と最後の頁 233-257頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 1巻
2. 論文標題 AIと刑事法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 山本龍彦編 『AIと憲法』	6. 最初と最後の頁 393-449頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 1巻
2. 論文標題 強制・任意・プライバシー 「主観法モデル」でどこまで行けるか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編 『井上正仁先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 253-299頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 241号
2. 論文標題 取材ビデオテープの押収と取材の自由 日本テレビ事件	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 メディア判例百選 (第2版)	6. 最初と最後の頁 16-17頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神田雅憲	4. 巻 25号
2. 論文標題 弁護士が被告人の委託を受けて保管しているデジタルビデオカセットにつき、刑訴法105条の「他人の秘密に関するもの」に当たらないとされた事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 198-203頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中開	4. 巻 1巻
2. 論文標題 「ビックデータ時代」における位置情報の収集と連邦修正4条 アメリカにおける近況 (Carpenter v. United States, 585 U.S. __ (2018))	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編 『井上正仁先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 433-455頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒巻匡	4. 巻 1巻
2. 論文標題 アメリカ合衆国Habeas Corpusの変遷と刑事司法への影響	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 771-787頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大澤裕	4. 巻 1巻
2. 論文標題 ロッキード事件最高裁大法廷判決再考 その証拠能力判断	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 525-544頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤隆之	4. 巻 1巻
2. 論文標題 録音・録画制度の下における被疑者取調べ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 339-364頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 1巻
2. 論文標題 類似事実による主観的要件の立証 性犯罪事件における性的目的の立証を素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 545-577頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 136巻1号
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力 自白法則の理論的構造の再検討(一)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 101-188頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 136巻3号
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力 自白法則の理論的構造の再検討(二)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 78-172頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷祐毅	4. 巻 136巻2号
2. 論文標題 刑事裁判における公判外供述の証拠使用と証人を審問する権利の役割(一)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-82頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 65巻9号
2. 論文標題 予防的刑事司法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 114-119頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 65巻11号
2. 論文標題 刑事司法をシステムとして考える	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 124-129頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 66巻1号
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 100-105頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 66巻3号
2. 論文標題 Society 5.0における刑事制裁の役割	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 114-120頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 60巻1-3号
2. 論文標題 児童虐待への刑事的介入と多機関連携：公共政策としての刑事司法の観点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 20-33頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 66号
2. 論文標題 警察官がマンション内のゴミステーションに捨てられたごみ袋の任意提出を受けて領置し、これを開封してその内容物を確認するなどした捜査手続が適法とされた事例[東京高裁平成30.9.5第3刑事部判決]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 122-133頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 1544号
2. 論文標題 併合罪関係にある被疑事実に関する捜査の同時処理義務の有無	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 令和元年度重要判例解説 (ジュリスト1544号)	6. 最初と最後の頁 166-167頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 863号
2. 論文標題 捜査に対する被処分者の同意の意義と有効性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-16頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 869号
2. 論文標題 強制処分の『打率』あるいは『関連性』要件をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-24頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川出敏裕	4. 巻 483号
2. 論文標題 科学的証拠	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 122-131頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川出敏裕	4. 巻 92巻6号
2. 論文標題 刑事法をめぐる問題 - 国際的協調の観点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 41-47頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 65号
2. 論文標題 DNA混合資料の解析結果の証拠能力 アメリカ法・オーストラリア法の動向	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 55-68頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷祐毅	4. 巻 66号
2. 論文標題 強制わいせつ未遂事件において、原判決が被告人のわいせつ目的を客観的事情から推認し、その補強として、被告人が5日後にも同種の強制わいせつ行為に及んだ事実を用いたことに違法はないとした事例[東京高裁令和元.5.15第11刑事部判決]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 134-144頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件（うち招待講演 11件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Robert Silvers, Hiroki Sasakura, Tatsuhiko Inatani, Kentaro Asai
2. 発表標題 AI and Corporate Liability
3. 学会等名 White Collar Crime Workshop in Washington DC (Shinshu University and the Embassy of Japan in the United States of America) (招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 児童虐待に関する刑事手続上の課題 証拠法からのアプローチ
3. 学会等名 日本刑法学会第97回大会・ワークショップ11「児童虐待とその刑事的対応」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 酒巻匡
2. 発表標題 「強制処分」の概念とその規律 - 共同研究の趣旨
3. 学会等名 日本刑法学会第96回大会分科会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川出敏裕
2. 発表標題 強制処分の概念とその規律 - 現状と今後の課題
3. 学会等名 日本刑法学会第96回大会分科会 (招待講演)
4. 発表年 2018年



1. 発表者名 池田公博
2. 発表標題 「強制処分法定」の根拠と適用基準
3. 学会等名 日本刑法学会第96回大会分科会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 笹倉宏紀
2. 発表標題 「令状主義」の射程・機能・限界
3. 学会等名 日本刑法学会第96回大会分科会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hiroki Sasakura
2. 発表標題 The Continuing Evolution of Right to Counsel and Confidentiality of Attorney Client Communications in Japan
3. 学会等名 The XXth Congress of the International Academy of Comparative Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 井上正仁
2. 発表標題 裁判員裁判と上訴
3. 学会等名 台湾台南地方法院における講演（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 佐藤隆之
2. 発表標題 GPS捜査大法廷判決
3. 学会等名 東北大学刑事法判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 池田公博
2. 発表標題 求刑合意時の量刑評価のあり方
3. 学会等名 司法研修所・平成30年度刑事専門研究会2（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 池田公博
2. 発表標題 捜査協力を理由とする刑の減免ードイツにおける王冠証人規定
3. 学会等名 司法研修所・平成30年度刑事専門研究会2（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 求刑合意における裁判所と当事者の権限分配
3. 学会等名 司法研修所・平成30年度刑事専門研究会2（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 アメリカ連邦法における捜査・訴追協力型答弁取引
3. 学会等名 司法研修所・平成30年度刑事専門研究会2（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 稲谷龍彦
2. 発表標題 企業犯罪対応の現代的課題
3. 学会等名 刑事訴訟法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 神田雅憲
2. 発表標題 刑事手続における弁護士・依頼者間の秘密の保護
3. 学会等名 刑事訴訟法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 川出敏裕	4. 発行年 2019年
2. 出版社 立花書房	5. 総ページ数 234頁
3. 書名 刑事手続法の論点	

1. 著者名 井上正仁監修、河村博 = 酒巻匡 = 原田國男 = 廣瀬健二編集代表	4. 発行年 2018年
2. 出版社 立花書房	5. 総ページ数 673頁
3. 書名 裁判例コンメンタール刑事訴訟法 第4巻	

1. 著者名 穴戸常寿編、笹倉宏紀・成瀬剛ほか執筆	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 272頁
3. 書名 新・判例ハンドブック情報法	

1. 著者名 穴戸常寿 = 石川博康編著, 内海博俊 = 興津征雄 = 齋藤哲志 = 笹倉宏紀 = 松元暢子著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 260頁(該当頁は184-200頁)
3. 書名 法学入門	

1. 著者名 穴戸常寿 = 大屋雄裕 = 小塚莊一郎 = 佐藤一郎編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 357頁(該当頁は293-328頁)
3. 書名 AIと社会と法 パラダイムシフトは起きるか?	

1. 著者名 酒巻匡	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 682頁
3. 書名 刑事訴訟法 (第2版)	

1. 著者名 田中開 = 寺崎嘉博 = 長沼範良	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 422頁
3. 書名 刑事訴訟法 (第6版)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	笹倉 宏紀  (Sasakura Hiroki)  (00313057)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授   (32612)	
研究分担者	田中 開  (Tanaka Hiraku)  (10188328)	法政大学・法務研究科・教授   (32675)	
研究分担者	井上 正仁  (Inouye Masahito)  (30009831)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・名誉教授   (12601)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	佐藤 隆之  (Sato Takayuki)  (30242069)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授    (32612)	
研究分担者	稲谷 龍彦  (Inatani Tatsuhiko)  (40511986)	京都大学・法学研究科・教授    (14301)	
研究分担者	酒巻 匡  (Sakamaki Tadashi)  (50143350)	早稲田大学・法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授    (32689)	
研究分担者	神田 雅憲  (Kanda Masanori)  (50802675)	成蹊大学・法学部・講師    (32629)	
研究分担者	池田 公博  (Ikeda Kimihiro)  (70302643)	京都大学・法学研究科・教授    (14301)	
研究分担者	川出 敏裕  (Kawaide Toshihiro)  (80214592)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授    (12601)	
研究分担者	大谷 祐毅  (Otani Yuki)  (80707498)	東北大学・法学研究科・准教授    (11301)	
研究分担者	成瀬 剛  (Naruse Go)  (90466730)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・准教授    (12601)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	川島 享祐  (Kawashima Kyosuke)  (90734674)	立教大学・法学部・准教授    (32686)	
研究分担者	朝村 太一  (Asamura Taichi)  (50823316)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・助教    (12601)	
研究分担者	樋口 拓磨  (Higuchi Takuma)  (90876806)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・助教    (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関